

令和5年3月13日

加盟団体責任者殿
調布市剣道連盟会員各位

調布市剣道連盟

面マスクの着用について

政府から、マスクの着用については令和5年3月13日以降は、個人の主体的な判断に委ねる方針を踏まえ、全日本剣道連盟（以下「全剣連」という）でも、令和5年3月10日付で「面マスクの着用について」が公表されました。（別紙参照）

各団体・会員の皆様におかれましては、今回の公表内容を踏まえ、稽古等を運営・実施いただきますよう、宜しく願いいたします。

<公表された内容の概要>

- ・令和3年8月4日付「対人稽古に関する感染予防ガイドライン」にかかわらず、令和5年3月13日以降、剣道における面マスクの着用は、個人の判断に委ねる
- ・ただし、剣道は新型コロナウイルス感染症の感染原因となる飛沫を発する武道ということに鑑み、口の部分を覆うシールドの着用、換気の徹底、ワクチン接種の推奨、三密の回避、手指の消毒等の基本的な感染対策は引き続き徹底いただきたい

※詳細は、以下を参照ください。（全日本剣道連盟HP）

<https://www.kendo.or.jp/information/20230310/>

以上

令和5年3月10日

面マスクの着用について

公益財団法人 全日本剣道連盟

政府（厚生労働省）は、マスクの着用について、「令和5年3月13日以降、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることになります。本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします。」との方針を示しました。

公益財団法人全日本剣道連盟（以下「全剣連」という。）においても政府の方針及び全剣連による調査に基づき、令和3年8月4日付「対人稽古に関する感染予防ガイドライン」にかかわらず、

令和5年3月13日以降、剣道における面マスクの着用は、個人の判断に委ねることといたします。

しかしながら、剣道は新型コロナウイルス感染症の感染原因となる飛沫を発する武道ということに鑑み、以下の諸点に留意して稽古をしていただくようお願いします。

1. 面マスクを着用しない場合は、口の部分を覆うシールドの着用をお願いします。

● 全剣連はシールドの飛沫防止能力について、再度科学的調査を実施しました。

シールドは多くの種類が販売されていますが、全剣連の行った調査によれば、大きな飛沫（ 5μ 以上）については各シールドとも一定の効果がありました。しかし、小さな飛沫（ 0.5μ 以上）については各シールド間で飛沫防止能力に差があり、シールドの形状によっては、ほとんど防止能力がないものもありました。

ただし、全剣連の調査では、シールドの下部の隙間をスポンジ状のもので塞ぐと、飛沫飛散の防止に大きな効果を得ることができました。ぜひ参考にしてください。

【参考】全剣連の調査

5μ 以上の飛沫は、その多くが1.5～2メートルの距離で落下しますが、より小さなものは空気中を漂い、オミクロン株の感染原因になります。このため全剣連は、5種類のシールドについて、大きな飛沫（ 5μ 以上）と小さな飛沫（ 0.5μ 以上）に対し各々どの程度の飛散防止能力があるかを調査しました。

結果は以下の通りです。

- 大きな飛沫（ 5μ 以上） 14%～89%の飛沫防止
- 小さな飛沫（ 0.5μ 以上） マイナス30%～47%の飛沫防止
- スポンジ装着 小さな飛沫68%、大きな飛沫95%を防止

- 面マスクの着用は個人の判断ですが、重症化リスクの高い人（基礎疾患のある方、例えば70歳以上の高齢者等）については、感染防止のため引き続き面マスク及びシールドを着用した方が良いとの専門家の意見があることにもご留意ください。

2. 面マスクの着脱を問わず、以下の基本的な感染対策につきましては引き続き徹底いただきますようお願いいたします。（「対人稽古に関する感染予防ガイドライン」参照）

- 工業用送風機を用いるなど、道場内の換気の徹底【重要】
- 二酸化炭素チェッカーの設置
- ワクチン接種の推奨
- 三密の回避
- 手指の消毒

3. 居合道、杖道においても、面マスクの着用は、個人の判断に委ねることといたします。

以 上